

## J I S 案の作成開始要件

作成しようとする J I S 案が次の選定基準を満たしていること。ただし、選定基準 4 及び選定基準 5 は、どちらか一方が該当していること。

### 選定基準 1（J I S 法第 2 条の産業標準化の対象）

次に示す産業標準化法（以下「法」という。）第 2 条（定義）第 1 号から第 15 号までに掲げる産業標準化の対象とする事項のいずれかに該当すること。

- (1) 鉱工業品の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度
- (2) 鉱工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件
- (3) 鉱工業品の包装の種類、型式、形状、寸法、構造、性能若しくは等級又は包装方法
- (4) 鉱工業品に関する試験、分析、鑑定、検査、検定又は測定の方法
- (5) 鉱工業の技術に関する用語、略号、記号、符号、標準数又は単位
- (6) プログラムその他の電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）の種類、構造、品質、等級又は性能
- (7) 電磁的記録の作成方法又は使用方法
- (8) 電磁的記録に関する試験又は測定の方法
- (9) 建築物その他の構築物の設計、施行方法又は安全条件
- (10) 役務の種類、内容、品質又は等級
- (11) 役務の内容又は品質に関する調査又は評価の方法
- (12) 役務に関する用語、略語、記号、符号又は単位
- (13) 役務の提供に必要な能力
- (14) 事業者の経営管理の方法
- (15) 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

### 選定基準 2（J I S 法第 1 条の法律の目的）

次に示す法第 1 条（法律の目的）に掲げる目的に適合すること。

- (1) 鉱工業品等の品質の改善
- (2) 生産能率の増進その他生産等の合理化
- (3) 取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化に適合するもの
- (4) (1)～(3)とあわせて公共の福祉の増進に寄与するもの

### 選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）

次の (1) のいずれかに該当し、かつ (2) のいずれにも該当しないこと（産業標準案等審議・審査ガイドライン（日本産業標準調査会標準第一部会・標準第二部会議決）の別紙 1 から抜粋）。

(1) 産業標準化の利点

- ア 品質の改善若しくは明確化、生産性の向上又は産業の合理化に寄与すると認められるとき
- イ 取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化に寄与すると認められるとき
- ウ 相互理解の促進、互換性の確保に寄与すると認められるとき
- エ 効率的な産業活動又は研究開発活動の基盤形成に特に寄与すると認められるとき
- オ 技術又は役務の普及発達又は国際産業競争力強化に寄与すると認められるとき
- カ 消費者保護、環境保全、安全確保、高齢者福祉その他社会的ニーズの充足に寄与すると認められるとき
- キ 国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与すると認められるとき
- ク 中小企業の振興に寄与すると認められるとき
- ケ 基準認証分野等における規制緩和の推進に寄与すると認められるとき
- コ その他、部会又は専門委員会が認める産業標準化の利点があると認められるとき

(2) 産業標準化の欠点

- ア 著しく用途・目的が限定されるもの又は著しく限られた関係者間で生産若しくは取引されるものに係るものであり、産業標準化の利点に勝ると認められるとき
- イ 技術又は役務の陳腐化、代替技術の開発、需要構造の変化等により、その利用が縮小しているか、又は、その縮小が見込まれると認められるとき
- ウ 標準化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいないと認められるとき。また、含んでいる場合であっても、その規定内容が現在の知見からみて妥当な水準となっていないと認められるとき
- エ 当該案の内容及び既存の J I S との間で著しい重複又は矛盾があると認められるとき
- オ 対応する国際規格が存在する場合又はその仕上がりが見込める場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていないと認められるとき
- カ 対応する国際規格が存在しない場合、当該 J I S の制定又は改正による、輸入又は役務提供海外事業者の国内参入への悪影響について、適切な考慮が行われていないと認められるとき
- キ 原案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得ることが明らかに困難であると認められるとき
- ク 原案が海外規格（I S O 及び I E C が制定した国際規格を除く。）その他他者の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整が行われていないと認められるとき
- ケ 技術又は役務が未成熟等の理由で、J I S とすることが新たな技術又は役務の

- 開発を著しく阻害する恐れがあると認められるとき
- コ 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていないと認められるとき
  - サ 産業標準化法の趣旨に反すると認められるとき

#### 選定基準 4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）

次のいずれかに該当すること（産業標準案等審議・審査ガイドラインの別紙 2 から抜粋）。

1. 基礎的・基盤的な分野  
用語・記号等であって共通的な理解を促進するために不可欠な規格  
幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格
2. 消費者保護の観点から必要な分野  
不良品の購入・使用、電磁的記録の不良、役務の不良等により消費者に大きな不利益をもたらす恐れがあり、消費者保護の観点から必要な規格
3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格  
安全等に係わる強制法規技術基準、公共調達基準等で幅広く引用されているもの、又は引用されることが予想されるものであって、標準化することにより公共の利益の確保に繋がる規格
4. 国の関与する標準化戦略等に基づき国際規格提案を目的にしている規格  
国の関与する標準化戦略等に基づき国の委託・補助事業で開発される規格及び I S O / I E C デレクティブによる迅速法などにより提案しようとする規格

#### 選定基準 5（市場適合性に関する判断基準）

選定基準 4 に該当しない場合は、次のいずれかに該当すること（産業標準案等審議・審査ガイドラインの別紙 3 から抜粋）。

1. 国際標準を J I S 化するなどの場合  
I S O、I E C 等で発行された国際標準又は審議中の国際標準案を J I S 化する場合  
既に I S O、I E C 等において新業務項目として採用されているか又は採用されることが明らかであって、国際標準案として I S O、I E C 等に提案する場合
2. 関連する生産統計等（公的機関、工業会、消費者団体その他の団体等が公表しているもの）によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合
3. 民間における第三者認証制度に活用されることが明らかな場合  
※この場合は、第三者認証制度の活用について、生産者（又は電磁的記録作成事業者、役務提供事業者若しくは経営管理の方法を用いることが見込まれる事業者。以下単に「生産者等」という。）及び使用・消費者の合意が得られていること。
4. 各グループ（生産者等及び使用・消費者、又はグループを特定しにくい J I S（単位、用語、製図、基本的試験方法等）にあっては中立者）の利便性の向上が図られる場合